HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「北海道子どもの生活実態調査」からみえる生活保護利用世帯の生活 ： 低所得世帯との比較分析を通して
Author(s)	大野, 慶
Citation	教育福祉研究, 25, 21-32
Issue Date	2021-09-17
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/82715
Type	departmental bulletin paper
File Information	030-0919-6226-25.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

[Journal of Education and Social Work No.25 2021]
[教育福祉研究　第25号　2021]

「北海道子どもの生活実態調査」からみえる生活保護利用世帯の生活
―低所得世帯との比較分析を通して―

大　野　　慶

1．研究目的

本研究では「北海道子どもの生活実態調査」の結果を再集計・再分析し[1]、「生活保護利用層」の子育て家族にみられる特徴を把握する。これは子育て家族にとっての生活保護制度の役割や運用のあり方を考察する上での基礎作業である。

大規模調査の結果に基づいて子育て家族の生活実態を把握する試みは、以前から数多く実施されている。とはいえ、そこでの集計・分析の方法に着目してみると、職業・世帯年収・家族形態などを分析軸に据えた「社会階層論的分析」（青木・杉村・松本・ほか 1993；小西 2004）、「低所得」「家計の圧迫」「子供の体験・所有物の欠如」という3つの要素を組み合わせて措定された「生活困難層」（「困窮層」+「周辺層」）[2] と一般世帯の比較分析（首都大学東京子ども・若者貧困研究センター 2018）などはみられるものの、「生活保護」利用の有無に注目したものは、嵯峨・山野・所・ほか（2018）を除いてほとんどみられない。

嵯峨・山野・所・ほか（2018）は、大阪府「子どもの生活に関する実態調査」の結果に基づいて、「生活保護利用世帯」「過去の利用経験を有する世帯」「利用なし（困窮度Ⅰ・Ⅱ群）」「利用なし（困窮度Ⅲ・中央値以上群）」の比較分析を行い、「生活保護利用世帯」の特徴を明らかにした貴重な研究である[3]。「生活保護利用世帯」があらゆる経済的困難を経験していること、預貯金・持ち家・自動車という資産をほとんど保有していないことなどを明らかにした。

しかし、嵯峨・山野・所・ほか（2018）では、捕捉率の推計過程において「生活保護利用世帯」の所得水準が「利用なし（困窮度Ⅰ・Ⅱ群）」とおよそ同程度であることを確認しているものの、続く分析では「生活保護利用世帯」の比較対象として「利用なし（困窮度Ⅲ・中央値以上群）」をも含んでいるため、「生活保護利用世帯」にみられる特徴が「所得水準」の多寡によるものなのか、あるいは「生活保護」の利用にかかわるものなのかが判然としない。この区別は重要であり、さしあたり所得水準は統制すべきであろう。というのも、「生活保護利用世帯」とは、生活保護により政策的に切り取られた対象であるが、これと切り取られる以前の低所得層との間に何らかの相違があるのだとすれば、まずはその把握が子育て家族にとっての生活保護制度の役割や運用のあり方を考察する上で不可欠な基礎作業だと考えるからである。

そこで本研究では、詳しくは後述するように、「生活保護利用層」の子育て家族にみられる特徴を把握するにあたり、これと所得水準がおよそ同程度だと思われる「低所得層Ⅰ」および「低所得層Ⅱ」を比較対象として設定する。

2．分析方法

（1）調査概要

「北海道子どもの生活実態調査」（以下、本調査）は、2016年10月から11月にかけて北海道と北海道大学大学院教育学研究院「子どもの生活実態調査」研究班が共同して実施したものであり、子どもの貧困対策を効果的に推進するため、世帯の経済状況と子どもの生活環境や学校・家庭での過ごし方などの関係を具体的に把握することを目的と

している。

調査対象は、小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者（配布数10,942件、有効回答数8,411件、有効回答票率77.1%）、小学５年生、中学２年生、高校２年生の子ども（配布数8,187件、有効回答数6,219件、有効回答票率76.0%）である。無記名のアンケート方式で行われ、調査票は教育委員会を経由し、学校を通じて保護者および子どもに配布・回収した。調査内容は、保護者：健康状態、就労状況、収入、学歴、暮らし向き等、子ども：健康状態、生活習慣、学習、人とのつながり、自己肯定感等である。

調査地域は、北海道総合計画の６連携地域（道央、道南、道北、オホーツク、十勝、釧路・根室）に所在する三笠市、滝川市、岩内町、蘭越町、登別市、浦河町、北斗市、稚内市、旭川市、網走市、幕別町、清水町、釧路市である。

本調査は、科学研究費助成事業基盤研究（A）「子どもの貧困に関する総合的研究：貧困の世代的再生産の過程・構造の分析（課題番号：16H02047　研究代表者：松本伊智朗）」による研究の一環として実施され、北海道大学大学院教育学研究院における人間を対象とする研究倫理審査（16-35）の承認を受けている。

（２）分析対象

分析対象は有効回答票のうち、相対的貧困線を基準とした所得階層別に集計・分析できる保護者調査票5,853件、および生活保護を利用していると判断できる保護者調査票157件である。

相対的貧困線[4]を基準とした所得階層とは、税込み世帯年収[5]から算出した相対的貧困線を基準とした「低所得層Ⅰ」（相対的貧困線1.0倍未満の世帯）、「低所得層Ⅱ」（同1.0～1.4倍未満の世帯）、「中間所得層Ⅰ」（同1.4～1.8倍未満の世帯）、「中間所得層Ⅱ」（同1.8～2.5倍未満の世帯）、「上位所得層」（同2.5倍以上の世帯）である。表１は、所得階層別構成割合を示したものである。このような階層区分を用いるのは、同じ所得水準でも世帯人数によって生活水準が異なることを考慮してのことである[6]。

表１　所得階層別構成割合

	件数	%
低所得層Ⅰ	776	13.3
低所得層Ⅱ	1,296	22.1
中間所得層Ⅰ	1,365	23.3
中間所得層Ⅱ	1,463	25.0
上位所得層	953	16.3
合　計	5,853	100.0

出所：筆者作成（以下の表も同様）
注：小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。

表２　学年別「生活保護利用層」割合

	件数	%
小学２年生	31	1.4
小学５年生	28	1.3
中学２年生	50	2.3
高校２年生	48	2.6
合　計	157	1.9

注：小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。

そして「生活保護利用層」とは、保護者調査票の世帯収入構成に関する設問で「生活保護費」が選択されている場合である。表２は、学年別「生活保護利用層」割合を示したものである。平均1.9%となるものの、子どもの学年が上がるほど割合が高くなることがわかる。これは、子どもの学年が上がるにつれて必要となる養育費の増大、ひとり親世帯（母子世帯）の増加[7]が生じるからだと考えられる。子育ての負担は、子どもの成長・発達とともに軽減されるというより、むしろ生活困窮のリスクを高めながら増大していくということなのだろう。

（３）分析視点

先述のとおり、「生活保護利用層」の子育て家族にみられる特徴を把握するにあたり、「低所得層Ⅰ」および「低所得層Ⅱ」を比較対象とする。

そこで、表３から「生活保護利用層」の所得水準を確認しておこう。先の相対的貧困線を基準と

表３　「生活保護利用層」の所得水準　（単位：％）

	低所得層Ⅰ	低所得層Ⅱ	中間所得層Ⅰ	中間所得層Ⅱ	上位所得層
生活保護利用層（63）	55.6	42.9	1.6	0.0	0.0

注：(1) 小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。
(2) 表中にある（　）内の数字はサンプル数を示している（以下の表も同様）。
(3) 税込み世帯年収の不明なケースなどを除く。

表４　家族形態　（単位：％）

	両親世帯	祖父母同居の両親世帯	母子世帯	祖父母同居の母子世帯	父子世帯	祖父母同居の父子世帯	その他	無回答
生活保護利用層（157）	15.4	1.7	67.6	4.5	1.5	0.0	1.5	7.7
低所得層Ⅰ（776）	28.5	10.2	42.1	13.1	0.9	1.4	1.4	2.3
低所得層Ⅱ（1,296）	62.3	12.2	13.3	3.7	1.3	1.1	0.8	5.4
中間所得層Ⅰ（1,365）	75.8	10.4	4.9	1.6	1.5	0.9	0.7	4.2
中間所得層Ⅱ（1,463）	81.3	9.1	2.1	1.2	1.0	0.5	1.2	3.4
上位所得層（953）	82.8	8.9	2.2	1.0	1.0	0.9	0.8	2.2

注：小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。

した所得階層区分に従えば、その 55.6％が「低所得層Ⅰ」、42.9％が「低所得層Ⅱ」に区分される。もっとも、「生活保護利用層」は税込み世帯年収の不明なケースなどが多いことや、「生活保護利用層」の所得水準を規定する生活保護基準が級地、世帯構成、世帯員の年齢により異なることを考慮すれば、これはかなり大雑把な把握といえる。とはいえここから、「生活保護利用層」と「低所得層Ⅰ」および「低所得層Ⅱ」の所得水準はおよそ同程度であると考えられる。

3．分析結果

本研究では、基本属性、経済状況、子育てと社会的ネットワークという点から、「生活保護利用層」の子育て家族にみられる特徴を把握する。

以下では、「生活保護利用層」を「利用層」、「低所得層Ⅰ」を「低Ⅰ」、「低所得層Ⅱ」を「低Ⅱ」と表記する。

（1）基本属性

はじめに、家族形態、世帯規模、健康状態、就労状況という点をみていく。

1）家族形態

家族形態を示したものは表４である。これによれば、「利用層」は、「両親世帯」が少なく、「母子世帯」の比率が高いことがわかる。さらに、祖父母同居世帯の比率が低いことも特徴的である。

「両親世帯」は、「利用層」15.4％に対して、「低Ⅱ」62.3％であり、とくに「低Ⅱ」との間で差がある。「母子世帯」は、「利用層」67.6％に対して、「低Ⅱ」13.3％であり、こちらも「低Ⅱ」との間で差がみられる。

祖父母同居世帯をみると、「祖父母同居の両親世帯」は、「利用層」1.7％に対して、「低Ⅰ」10.2％、「低Ⅱ」12.2％となり、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその比率の低さが目立つ。また、「祖父母同居の母子世帯」は、「利用層」4.5％に対して、「低Ⅰ」13.1％となり、とくに「低Ⅰ」との間で差がみられる。このように、「利用層」の祖父母同居世帯が少ないのは、親との離死別経験者が多く含まれているからであろう（青木 2003；藤原・湯澤 2010）。

2）世帯規模

表５は、世帯規模を示したものである。「利用

表５　世帯規模

（単位：％）

	２人	３人	４人	５人	６人	７人	８人以上	無回答
生活保護利用層（157）	19.5	27.0	25.4	18.6	4.8	1.0	2.6	1.0
低所得層Ⅰ（776）	8.8	27.6	25.3	21.3	9.9	5.0	2.2	0.0
低所得層Ⅱ（1,296）	4.9	11.3	41.6	25.0	12.6	4.1	0.5	0.0
中間所得層Ⅰ（1,365）	3.0	12.5	40.7	35.1	5.9	2.3	0.5	0.0
中間所得層Ⅱ（1,463）	0.8	16.1	54.1	19.8	7.0	1.8	0.3	0.0
上位所得層（953）	1.7	16.2	54.7	19.4	5.4	1.8	0.9	0.0

注：小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。

表６　保護者の健康状態

（単位：％）

	健康である	通院している病気がある	入院している	通院していないが体調が悪い	障害認定を受けている（難病を除く）	難病の指定を受けている	その他
生活保護利用層（157）	37.2	45.3	1.7	4.7	8.1	1.2	1.7
低所得層Ⅰ（776）	68.7	19.3	0.3	7.4	1.4	1.5	1.4
低所得層Ⅱ（1,296）	78.3	15.0	0.0	4.6	0.5	0.9	0.7
中間所得層Ⅰ（1,365）	79.5	14.8	0.0	4.4	0.5	0.6	0.2
中間所得層Ⅱ（1,463）	82.4	13.4	0.0	3.1	0.4	0.7	0.0
上位所得層（953）	83.0	13.6	0.0	2.4	0.3	0.4	0.2

注：(1) 小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。
　　(2) 複数回答の設問。

層」では、「２人」世帯の比率が高いことが特徴的である。

「２人」をみると、「利用層」19.5％に対して、「低Ⅱ」4.9％となり、とくに「低Ⅱ」との間に差があることがわかる。これは、先に示した「利用層」の「母子世帯」の比率の高さが関係していると思われる。

なお、「３人」以上の比率をみると、「３人」は、「利用層」27.0％、「低Ⅰ」27.6％、「低Ⅱ」11.3％、「４人」は、「利用層」25.4％、「低Ⅰ」25.3％、「低Ⅱ」41.6％、「５人」は、「利用層」18.6％、「低Ⅰ」21.3％、「低Ⅱ」25.0％となる。「３人」以上については、「利用層」と「低Ⅰ」はおよそ同様の傾向を示している。

３）健康状態

健康状態における「利用層」の特徴は、子ども・家族ともに疾病・障害を有する割合が高いという点である。

表６の保護者の健康状態をみると、「通院している病気がある」は、「利用層」45.3％に対して、「低Ⅰ」19.3％、「低Ⅱ」15.0％となる。障害の有無について、「障害認定を受けている（難病を除く）」をみると、「利用層」8.1％に対して、「低Ⅰ」1.4％、「低Ⅱ」0.5％となる。いずれも「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその割合の高さが目立つ。

そして、表７から子どもの健康状態もみると、「通院している病気がある」は、「利用層」19.1％に対して、「低Ⅰ」9.8％、「低Ⅱ」7.0％、「障害認定を受けている（難病を除く）」は、「利用層」8.1％に対して、「低Ⅰ」3.6％、「低Ⅱ」3.0％であり、子どもの疾病・障害の割合の高さも、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較しても目立つ。また、「発達に遅れがある」をみると、「利用層」7.5％に対して、「低Ⅰ」2.7％、「低Ⅱ」2.0％とあり、「利用層」の子どもには発達に遅れのあるものも多い。

このように、「利用層」において、子ども・家族ともに疾病・障害を有する割合が高いのは、既存

表７　子どもの健康状態　（単位：％）

	健康である	通院している病気がある	入院している	通院していないが体調が悪い	障害認定を受けている（難病を除く）	難病の指定を受けている	発達に遅れがある	その他
生活保護利用層（157）	74.7	19.1	0.0	2.4	8.1	0.5	7.5	0.5
低所得層Ⅰ（776）	86.3	9.8	0.0	1.0	3.6	0.1	2.7	1.4
低所得層Ⅱ（1,296）	90.0	7.0	0.0	0.9	3.0	0.3	2.0	0.9
中間所得層Ⅰ（1,365）	89.0	8.2	0.0	1.0	2.4	0.5	1.5	1.3
中間所得層Ⅱ（1,463）	90.6	6.0	0.0	0.5	3.2	0.7	1.9	0.9
上位所得層（953）	90.9	5.8	0.0	1.0	2.2	0.5	1.1	0.4

注：(1) 小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。
　　(2) 複数回答の設問。

の生活保護統計において保護開始理由として「預貯金の減少・喪失」に次いで「傷病による」が多いことからも理解できる（「平成 30 年度被保護者調査（月次調査）」）。疾病・障害は生活保護の利用に結び付きやすいということであろう。

４）就労状況

さいごに、表８から保護者の就労状況をみてみよう。ここでは、以下のとおり整理していることに注意されたい。すなわち、父母のいずれかに正規の職員・従業員が含まれる場合：「正規の職員・従業員」、上記以外で、父母のいずれかに自営業者あるいは会社・団体等の役員が含まれる場合：「自営・会社等の役員」、上記以外で、父母のいずれかにパート・アルバイト・派遣社員等が含まれる場合：「パート・アルバイト・派遣社員等」、上記以外で、父母のいずれかに内職・その他が含まれる場合：「内職・その他」、上記以外で、就労しているものがいない場合：「働いていない」、上記以外：「無回答・わからない」としている。

さて、就労状況における「利用層」の特徴は、「正規の職員・従業員」が少なく、パート・アルバイト等の非正規就業世帯および無業世帯の比率が高いことである。

「正規の職員・従業員」は、「利用層」5.8％に対して、「低Ⅱ」72.6％となり、とくに「低Ⅱ」との間に差がある。「パート・アルバイト・派遣社員等」は、「利用層」46.5％に対して、「低Ⅱ」11.8％と、こちらも「低Ⅱ」との間に差がみられる。「働いていない」は、「利用層」38.7％に対して、「低Ⅰ」2.7％、「低Ⅱ」0.9％であり、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその比率の高さが目立つ。

このような、「利用層」の就労状況の背景には、先に示したように、子ども・家族ともに疾病・障害を有する割合が高いことがあると思われる。すなわち、子ども・家族の疾病・障害が就労上の制約となっているのかもしれない。

（２）経済状況

つぎに、家計状況、経済的困難という点をみていく。

１）家計状況

家計状況（表９）について、「利用層」の特徴は、黒字世帯も赤字世帯も少なく、収入が必要な支出を賄うのにぎりぎりである世帯の比率が高いという点である。

黒字世帯については、「黒字であり毎月貯金をしている」は、「利用層」1.0％に対して、「低Ⅱ」9.0％となり、とくに「低Ⅱ」との間に差がある。「黒字ではあるが貯金はしていない」は、「利用層」5.9％に対して、「低Ⅰ」3.7％、「低Ⅱ」4.3％となり、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもやや高いことがわかる。

赤字世帯をみると、「赤字であり貯金をとりくずしている」は、「利用層」8.5％に対して、「低Ⅰ」23.6％、「低Ⅱ」19.0％となり、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその比率の低さが目立つ。「赤字であり借金をして生活している」は、「利用層」12.6％に対して、「低Ⅰ」22.4％となり、とくに「低Ⅰ」との間に差がみられる。

表８　就労状況

（単位：％）

	正規の職員・従業員	自営・会社等の役員	パート・アルバイト・派遣社員等	内職・その他	働いていない	無回答・わからない
生活保護利用層（155）	5.8	1.9	46.5	2.6	38.7	4.5
低所得層Ⅰ（772）	33.0	14.0	46.4	2.3	2.7	1.6
低所得層Ⅱ（1,294）	72.6	13.8	11.8	0.5	0.9	0.4
中間所得層Ⅰ（1,365）	84.8	10.3	4.1	0.1	0.4	0.1
中間所得層Ⅱ（1,463）	86.3	10.9	1.8	0.3	0.4	0.2
上位所得層（953）	78.5	19.4	0.9	0.2	0.7	0.2

注：(1) 小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。
(2)「正規の職員・従業員」：父母のいずれかに正規の職員・従業員が含まれる場合、「自営・会社等の役員」：上記以外で、父母のいずれかに自営業者あるいは会社・団体等の役員が含まれる場合、「パート・アルバイト・派遣社員等」：上記以外で、父母のいずれかにパート・アルバイト・派遣社員等が含まれる場合、「内職・その他」：上記以外で、父母のいずれかに内職・その他が含まれる場合、「働いていない」：上記以外で、就労しているものがいない場合、「無回答・わからない」：上記以外。
(3) 重複回答は除く。

表９　家計状況

（単位：％）

	黒字であり毎月貯金をしている	黒字ではあるが貯金はしていない	黒字でも赤字でもなくぎりぎりである	赤字であり貯金をとりくずしている	赤字であり借金をして生活している	無回答
生活保護利用層（157）	1.0	5.9	64.6	8.5	12.6	7.4
低所得層Ⅰ（776）	5.5	3.7	44.1	23.6	22.4	0.6
低所得層Ⅱ（1,296）	9.0	4.3	52.2	19.0	14.7	0.8
中間所得層Ⅰ（1,365）	18.3	6.2	49.6	17.4	8.1	0.4
中間所得層Ⅱ（1,463）	31.6	8.6	42.7	10.0	6.6	0.5
上位所得層（953）	56.0	9.8	24.6	6.5	2.9	0.2

注：小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。

このように、「利用層」では、黒字世帯も赤字世帯も少ないゆえ、「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」の比率が高くなる。「利用層」64.6％に対して、「低Ⅰ」44.1％となり、とくに「低Ⅰ」との間に差がある。

このような、「利用層」の家計状況は、不意な出費や子どもの教育費などへの対応可能性を制約し、生活困窮の深まりや子どもの教育的不利を生じさせやすくすると考えられる。また、次に示すように、社会的固定費の滞納・未納など経済的困難をもたらしやすくもする。

２）経済的困難

表 10 は、過去１年間に経験した経済的困難を示したものである。ここから、「利用層」は、社会的固定費の滞納・未納など経済的困難を経験した割合が高いことがわかる。

具体的には、「冬に暖房が使えなかった」は、「利用層」27.4％に対して、「低Ⅱ」12.9％、「電話料金（携帯電話・スマートフォン含む）が払えなかった」は、「利用層」32.1％に対して、「低Ⅱ」11.4％、「電気・ガス・水道のいずれかの料金が払えなかった」は、「利用層」40.1％に対して、「低Ⅱ」16.8％、「家賃・住宅ローンが払えなかった」は、「利用層」18.8％に対して、「低Ⅱ」8.1％、「給食費が払えなかった」は、「利用層」12.0％に対して、「低Ⅱ」8.5％となり、いずれにしても「低Ⅱ」との間に差がみられる。

「利用層」は通常免除（排除）されている年金、医療保険、税金に関しては、むしろ「低Ⅰ」「低Ⅱ」（とりわけ「低Ⅰ」）で滞納・未納が目立つ。

ところで、「利用層」は「家族が必要とする食料が買えなかった」の割合も高い。これもとくに「低

表 10　経済的困難

（単位：%）

	家族が必要とする食料を買えなかった(2)	冬に暖房が使えなかった(2)	電話料金（携帯電話・スマートフォン含む）が払えなかった	電気・ガス・水道のいずれかの料金が払えなかった	家賃、住宅ローンが払えなかった	公的年金を払えなかった	公的医療保険を払えなかった	税金を払えなかった	給食費を払えなかった	クレジットカードや他の借金を払えなかった
生活保護利用層（157）	57.7	27.4	32.1	40.1	18.8	3.6	3.6	3.5	12.0	13.7
低所得層Ⅰ（776）	45.3	24.0	21.2	26.3	18.0	20.4	14.5	20.9	11.7	21.9
低所得層Ⅱ（1,296）	29.6	12.9	11.4	16.8	8.1	10.5	5.3	16.4	8.5	13.2
中間所得層Ⅰ（1,365）	19.5	6.7	5.2	7.2	3.3	4.8	1.7	8.0	4.3	7.5
中間所得層Ⅱ（1,463）	12.4	4.0	2.8	4.1	2.2	2.0	1.0	4.6	2.2	4.4
上位所得層（953）	3.0	1.1	0.7	1.0	0.8	1.1	0.5	1.4	0.8	2.1

注：(1) 小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査結果より作成。
(2) 別の設問。いずれも「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」の合計。

Ⅱ」との間に差がみられる。保護基準はマーケットバスケット方式以来、「日常生活の起居動作」を可能とする程度の栄養水準の保障ということに価値を置いてきたといわれている（岩永 2011）。しかし、「利用層」におけるこの割合の高さをみるに、それすら保障できていないのではないだろうか。

（3）子育てと社会的ネットワーク

さいごに、子育ての悩み、子どもに関する相談相手という点をみていく。なお、これらは子どもの発達段階ごとに異なると考えられ、以下の表は子どもの学年別に示してある。

1）子育ての悩み

子育ての悩みを示したものが表 11 である。ここでの「利用層」の特徴は、様々な子育ての悩みを抱えやすいという点にある。

「とくに悩みはない」は、小学２年生・５年生では、「利用層」22.5%に対して、「低Ⅰ」27.3%、「低Ⅱ」28.0%となり、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその割合の低さが目立つ。中学２年生では、「利用層」26.0%に対して、「低Ⅰ」20.1%となり、とくに「低Ⅰ」との間に差がある。高校２年生では、「利用層」29.2%に対して、「低Ⅱ」39.2%であり、「低Ⅱ」との間に差がみられる。このように、「利用層」は子育ての悩みを抱えやすいことがわかる。

それでは、具体的にどのような悩みを抱えやすいのだろうか。まずは、各学年において「利用層」の中で最も高い割合を示しているものをみると、小学２年生・５年生では「子どもの友達関係」、中学２年生では「子どもの学習や進路」、高校２年生でも「子どもの学習や進路」である。これらが「利用層」における中心的な悩みなのだろう。

「低Ⅰ」「低Ⅱ」との比較ではどうみえるだろうか。小学２年生・５年生をみると、「子どもの病気や障害」「子どもの不登校やひきこもり」「いじめ」「子どもの就職」は、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその割合の高さが目立つ。中学２年生では、「子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない」「子どもの病気や障害」「いじめ」「その他」は、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその割合が高く、「子どもの就職」は、とくに「低Ⅱ」との間に差がみられる。高校２年生では、「親子関係」「子どもの病気や障害」「子どもの発達やしつけ」「子どもの不登校やひきこもり」「子どもの非行や不良行為」は、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較しても高い。このように、「利用層」は様々な子育ての悩みを抱えやすいことがわかる。

表11　子育ての悩み

（単位：%）

		子どもとのだんらんや話し合いの時間がもてない	親子関係	子どもの病気や障害	子どもの発達やしつけ	学校の先生との関係	子どもの友達関係	子どもの学習や進路	子どもの不登校やひきこもり	いじめ	子どもの非行や不良行為	子どもの就職	その他	とくに悩みはない
小学２年生・小学５年生	生活保護利用層（59）	4.3	5.9	14.7	19.8	3.5	31.4	28.7	4.3	19.3	0.0	11.5	1.6	22.5
	低所得層Ⅰ（376）	10.8	11.6	7.1	29.3	6.4	19.4	44.7	2.8	4.5	0.8	8.9	0.9	27.3
	低所得層Ⅱ（722）	10.6	7.6	8.9	28.8	3.5	20.3	38.3	1.9	3.0	0.6	6.7	3.0	28.0
	中間所得層Ⅰ（736）	6.4	7.3	7.4	22.4	5.1	17.7	35.7	0.9	1.8	0.4	3.7	3.3	35.2
	中間所得層Ⅱ（808）	9.9	6.2	5.3	22.6	4.1	19.7	36.7	1.3	3.4	0.5	3.5	1.1	36.4
	上位所得層（481）	10.8	5.1	4.6	22.2	3.7	17.5	35.4	1.1	1.8	0.6	3.6	3.8	38.4
中学２年生	生活保護利用層（50）	8.0	6.0	10.0	10.0	4.0	12.0	48.0	4.0	8.0	0.0	18.0	6.0	26.0
	低所得層Ⅰ（219）	5.9	9.6	4.6	15.5	8.7	16.4	65.3	4.1	5.9	1.8	16.4	1.8	20.1
	低所得層Ⅱ（311）	6.8	6.8	6.1	14.1	6.8	12.2	54.0	2.6	4.8	0.6	9.0	3.2	27.7
	中間所得層Ⅰ（350）	7.4	8.6	6.3	13.1	4.9	16.6	57.4	1.4	2.9	0.3	10.6	2.9	23.1
	中間所得層Ⅱ（349）	10.0	8.6	4.3	13.5	7.4	16.3	49.6	3.4	2.0	0.3	8.6	1.1	28.1
	上位所得層（248）	8.1	7.3	3.6	10.5	4.8	14.5	49.6	0.8	2.0	0.4	7.3	3.2	38.7
高校２年生	生活保護利用層（48）	8.3	10.4	6.3	16.7	2.1	12.5	33.3	10.4	2.1	2.1	22.9	2.1	29.2
	低所得層Ⅰ（161）	10.5	6.1	5.0	6.1	6.1	7.2	40.9	1.7	3.3	0.0	22.7	2.2	32.0
	低所得層Ⅱ（263）	4.2	4.2	5.3	7.2	3.8	11.0	35.0	1.1	0.8	1.1	23.6	3.0	39.2
	中間所得層Ⅰ（276）	6.5	5.1	4.3	8.0	3.3	8.3	44.6	0.4	0.7	0.0	21.4	2.2	32.6
	中間所得層Ⅱ（306）	7.2	2.9	3.6	3.6	5.2	8.2	39.2	1.3	0.7	0.0	13.7	2.6	39.9
	上位所得層（224）	5.8	4.9	4.5	6.3	6.3	6.3	36.2	0.4	0.9	0.9	14.7	0.9	44.2

注：(1) 小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。
　　(2) 複数回答の設問。

2）子どもに関する相談相手

子どもに関する相談相手を示したものが表12である。これをみると、「利用層」では、相談相手を欠いている割合が高いことがわかる。

「相談する人はいない」をみると、小学２年生・５年生では、「利用層」5.2%に対して、「低Ⅱ」1.7%となり、とくに「低Ⅱ」との間に差がある。中学２年生では、「利用層」16.0%に対して、「低Ⅰ」4.1%、「低Ⅱ」3.2%となり、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその割合の高さが目立つ。高校２年生では、「利用層」10.4%に対して、「低Ⅱ」4.2%となり、とくに「低Ⅱ」との間に差がみられる。

このように、相談相手という悩みを解消するための手立てを欠いていることが、「利用層」が子育ての悩みを抱えやすいことの背景にあるのかもしれない。

具体的な相談相手もみておこう。「同居の家族」「職場の人」は、各学年を通じて「利用層」の割合が低い。「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその低さが目立つ。「利用層」における母子世帯・小規模世帯・無業世帯の割合の高さが背景にあるのかもしれない。他方、「それ以外の友人・知人」は、「利用層」の主たる相談相手であることがわかる。しかしながら、高校２年生を除けば、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその割合の低さが目立つ。

以上から「利用層」の私的ネットワークの弱さ

表12　子どもに関する相談相手

（単位：%）

		同居の家族	同居していない家族・親せき	職場の人	近所の人	それ以外の友人・知人	学校の先生	地域の相談員・相談機関	医療等の専門家	その他	相談する人はいない
小学２年生・小学５年生	生活保護利用層（59）	32.4	48.7	15.4	3.4	39.2	22.2	12.0	13.6	0.0	5.2
	低所得層Ⅰ（376）	51.0	52.6	30.5	6.3	60.1	18.4	3.7	3.7	1.8	5.1
	低所得層Ⅱ（722）	73.6	59.8	29.1	6.8	57.2	23.7	1.6	5.2	1.4	1.7
	中間所得層Ⅰ（736）	81.6	59.4	30.2	9.7	61.4	24.2	3.7	4.5	1.2	1.5
	中間所得層Ⅱ（808）	84.4	60.0	37.3	9.1	61.1	25.0	1.7	4.1	1.3	1.3
	上位所得層（481）	82.5	61.2	41.4	6.7	53.3	29.3	3.0	4.9	1.0	1.0
中学２年生	生活保護利用層（50）	22.0	34.0	14.0	8.0	50.0	8.0	8.0	10.0	2.0	16.0
	低所得層Ⅰ（219）	46.6	50.7	28.3	3.2	53.9	15.1	3.7	5.5	2.3	4.1
	低所得層Ⅱ（311）	61.7	53.1	35.0	3.5	53.1	17.4	3.2	4.8	2.9	3.2
	中間所得層Ⅰ（350）	73.1	53.4	34.0	2.9	54.6	18.3	1.1	4.0	1.1	2.6
	中間所得層Ⅱ（349）	75.4	52.1	30.4	3.7	51.9	18.6	1.4	4.3	1.4	2.0
	上位所得層（248）	84.3	55.6	39.9	2.8	55.2	20.6	0.8	3.6	0.4	0.8
高校２年生	生活保護利用層（48）	14.6	60.4	20.8	8.3	43.8	8.3	8.3	6.3	0.0	10.4
	低所得層Ⅰ（161）	38.7	40.3	22.1	2.8	52.5	9.9	1.7	3.3	2.2	8.3
	低所得層Ⅱ（263）	61.6	47.9	28.5	4.2	45.6	8.4	1.1	1.9	0.0	4.2
	中間所得層Ⅰ（276）	67.0	50.4	30.8	3.6	51.8	10.5	1.8	1.4	0.7	1.8
	中間所得層Ⅱ（306）	77.1	47.4	33.3	2.9	51.0	12.4	1.0	0.7	0.0	3.3
	上位所得層（224）	81.7	48.7	37.1	2.7	53.6	14.3	1.3	3.6	0.4	1.8

注：(1) 小学２年生、小学５年生、中学２年生、高校２年生の保護者調査の結果より作成。
　　(2) 複数回答の設問。

がうかがえるが、これを補完する公的ネットワークはどうだろうか。「地域の相談員・相談機関」「医療等の専門家」をみると、各学年を通じて「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもその割合の高さが目立つ。これは、生活保護を利用していることや、子ども・家族ともに疾病・障害を有するものの割合が高く、担当ケースワーカーおよび医師等と接触する機会が多いためであろう。とはいえ、いずれの割合も１割程度であることをみると、これらが私的ネットワークの弱さを補完しうるものかどうかは心許ない。

4．まとめ

ここまで、「低Ⅰ」および「低Ⅱ」との比較を通じて、「利用層」の子育て家族にみられる特徴を明らかにしてきた。以下、その特徴を整理していく。

はじめに、基本属性については、以下のとおりである。

①家族形態では、両親世帯や祖父母同居世帯の比率が低く、母子世帯の比率が高いことである。「両親世帯」の比率の低さは、とくに「低Ⅱ」との比較でみられ、「祖父母同居の両親世帯」の比率の低さは、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較しても目立ち、「祖父母同居の母子世帯」の比率の低さは、とくに「低Ⅰ」との比較でみられた。そして、「母子世帯」の比率の高さは、とくに「低Ⅱ」との比較でみられた。

②世帯規模では、「２人」世帯という小規模世帯の比率が高いことである。これはとくに「低Ⅱ」との比較でみられた。

③健康状態では、子ども・家族ともに疾病・障害を有する割合が高いことである。保護者の「通院している病気がある」「障害認定を受けている（難病を除く）」、子どもの「通院している病気がある」「障害認定を受けている（難病を除く）」「発達に遅れがある」の割合の高さは、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較しても目立った。

④就労状況では、正規職員・従業員の比率が低く、パート・アルバイト等の非正規就業世帯または無業世帯の比率が高いことである。「正規職員・従業員」の比率の低さおよび「パート・アルバイト・派遣社員等」の比率の高さは、とくに「低Ⅱ」との比較でみられた。そして、「働いていない」の比率の高さは、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較しても目立った。

つぎに、経済状況については、以下のとおりである。

①家計状況では、黒字世帯も赤字世帯も少なく、収入が必要な支出を賄うのにぎりぎりである世帯の比率が高いことである。黒字世帯について、「黒字であり毎月貯金をしている」の比率の低さは、とくに「低Ⅱ」との比較でみられ、「黒字であるが貯金はしていない」の比率の高さは、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもみられた。他方、赤字世帯について、「赤字であり貯金をとりくずしている」の比率の低さは、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもみられ、「赤字であり借金をして生活している」の比率の低さは、とくに「低Ⅰ」との比較でみられた。そして、「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」の比率の高さは、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較しても目立った。

②経済的困難では、社会的固定費の滞納・未納などを経験した割合が高いことである。「冬に暖房が使えなかった」「電気・ガス・水道のいずれかの料金が払えなかった」「家賃・住宅ローンが払えなかった」「給食費が払えなかった」の割合の高さは、とくに「低Ⅱ」との比較でみられた。そして、「家族が必要とする食料を買えなかった」も高い割合を示していた。

最後に、子育てと社会的ネットワークについては、以下のとおりである。

①子育ての悩みでは、様々な悩みを抱えやすいことである。「とくに悩みはない」の割合の低さは、小学２年生・５年生では「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもみられ、中学２年生ではとくに「低Ⅰ」、高校２年生ではとくに「低Ⅱ」との比較でみられた。そして、「子どもの病気や障害」「子どもの不登校やひきこもり」「子どもの就職」「いじめ」など「低Ⅰ」「低Ⅱ」でも高い割合を示すものについては、それ以上に「利用層」の割合が高かった。

②子どもに関する相談相手では、相談相手を欠いている割合が高いことである。「相談する人はいない」の割合の高さは、小学２年生・５年生では、とくに「低Ⅱ」との比較でみられ、中学２年生では、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもみられ、高校２年生では、とくに「低Ⅱ」との比較でみられた。具体的な相談相手については、「同居の家族」「職場の人」「それ以外の友人・知人」の割合の低さは、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較してもみられる。このような、私的ネットワークの弱さを補完する公的ネットワーク（「地域の相談員・相談機関」「医療等の専門家」）の割合の高さは、「低Ⅰ」「低Ⅱ」のどちらと比較しても目立つものの、いずれも１割程度に止まっていた。

以上が「利用層」の子育て家族にみられる特徴である。総じていえば、「利用層」は、「低Ⅰ」および「低Ⅱ」とおよそ同程度の所得水準であるにもかかわらず、相対的により多くの社会的不利・困難のある生活状況に置かれているようにみえた。とりわけ「低Ⅱ」との間に大きな階層差がみられた。これは、ともすれば「利用層」と「低Ⅱ」における「母子世帯」の比率の相違が関係しているのかもしれないが、もっともその相違の背後には、稼働能力層の積極的排除と資産保有の厳しい制約により、「母子世帯」という家族形態に至るまで制度利用を許さない生活保護の「選別主義」的性格があるのかもしれない[8)]。この詳しい検討は他日を期して行いたい。

注

1）すでに北海道保健福祉部（2017）が公表されている。そこでは学年別、家族形態別、年収階層別の集計に基づく分析が行われている。

2）「低所得」とは、等価可処分所得が厚生労働省「平成 27 年国民生活基礎調査」から算出される基準（135.3 万円）未満の世帯、「家計の圧迫」とは、公共料金や家賃の滞納、食料・衣服を買えなかった経験など 7 項目のうち 1 つ以上該当する場合であり、「子供の体験・所有物の欠如」とは、「海水浴」に行く、毎月おこづかいを渡す、家族旅行に行く、子ども用のスポーツ用品を買うなどの 15 項目のうち経済的な理由でできないものが 3 つ以上該当の場合と定義している。そして以上の 3 つの要素のうち、いずれか 1 つの要素に該当する場合を「周辺層」、2 つ以上の要素に該当する場合を「困窮層」とし、これらを合わせて「生活困難層」としている（首都大学東京子ども・若者貧困研究センター 2018；阿部 2019）。

3）相対的貧困率の算出方法に基づいて、分析対象を「困窮度Ⅰ群」（等価可処分所得の中央値 50％未満）、「困窮度Ⅱ群」（同 50～60％未満）、「困窮度Ⅲ群」（同 60％～中央値未満）、「中央値以上群」に区分し、「困窮度Ⅰ群」と「困窮度Ⅱ群」を合わせて「利用なし（困窮度Ⅰ・Ⅱ群）」、「困窮度Ⅲ群」と「中央値以上群」を合わせて「利用なし（困窮度Ⅲ・中央値以上群）」としている。また、生活保護を「受けている」と回答した場合を「生活保護利用世帯」、「受けていたことがある」と回答した場合を「過去の利用経験を有する世帯」としている（嵯峨・山野・所・ほか 2018）。

4）等価可処分所得（1 人当たりの手取り収入）の中央値の 2 分の 1 の金額のこと。

5）注 4）のとおり、相対的貧困線を算出するには（等価）可処分所得を用いることが一般的である。しかし、本調査では税込み世帯年収しか把握していないため、これを用いて推計している。

6）現実には、所得をはじめ諸資源が世帯員間で平等に配分され、同一世帯内の世帯員全てが同じ生活水準で暮らしているのではない。そこでは、往々にして女性（妻）の生活水準が切り詰められている（前田・湯本・松村 1971）。しかしながら、貧困研究では伝統的に世帯を 1 つのユニットとしてみなしてきた。このことを鳥山（2020）は「貧困研究における『世帯単位』という『伝統』」と指摘し、貧困研究の議論の中に世帯内資源配分研究を位置付けようとしている。

7）本調査の結果によれば、母子世帯の割合は小学 2 年生 8.5％、小学 5 年生 9.9％、中学 2 年生 12.7％、高校 2 年生 15.1％となる（北海道保健福祉部 2017）。

8）高山（1981）、杉村（1987）などの先行研究では、むしろ生活保護を利用してない低所得層の方が概して厳しい生活状況に置かれていることが示されている。これはなぜだろうか。この間に生活保護の「選別主義」的性格が強化されたからなのだろうか。詳しい検討は他日を期して行いたい。

文献

阿部彩（2019）「指標から見る子どもの貧困」松本伊智朗・湯澤直美編『生まれ、育つ基盤―子どもの貧困と家族・社会』明石書店、pp258-281.

青木紀（2003）「貧困の世代的再生産の現状―Ｂ市の実態」青木紀編『現代日本の「見えない」貧困―生活保護受給母子世帯の現実』明石書店、pp31-83.

青木紀・杉村宏・松本伊智朗・ほか（1993）「現代社会の子育てと社会階層―北海道子どもの生活環境調査から」『教育福祉研究』2（特集号）、pp1-70.

藤原千沙・湯澤直美（2010）「被保護母子世帯の開始状況と廃止水準」『大原社会問題研究所雑誌』620、pp49-63.

北海道保健福祉部（2017）『北海道子どもの生活実態調査結果報告書』.

岩永理恵（2011）『生活保護は最低生活をどう構想したか―保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房.

小西祐馬（2004）「調査報告：子どもの生活と社会階層―北海道子どもの生活環境調査」『教育福祉研究』10(2)、pp17-39.

前田正久・湯本和子・松村祥子（1971）「家計の配分体

系への考察と共働き家計の分析」中鉢正美編『家族周期と家計構造』至誠堂、pp71-118.
嵯峨嘉子・山野則子・所道彦・ほか（2018）「大阪府『子どもの生活に関する実態調査』から見える子どもの貧困―生活保護利用の有無に着目して」『貧困研究』20、pp78-88.
杉村宏（1987）「子ども・家族・貧困」白沢久一・宮武正明編『生活関係の形成―社会福祉主事の新しい課題』勁草書房、pp109-153.
首都大学東京子ども・若者貧困研究センター（2018）『「子供の生活実態調査」詳細分析報告書』.
高山武志（1981）「教育と貧困」江口英一編『社会福祉と貧困』法律文化社、pp115-134.
鳥山まどか（2020）「特集にあたって」『大原社会問題研究所雑誌』736、pp1-7.

（北海道大学大学院教育学院・博士後期課程）